

## 愛知県地方精神保健福祉審議会運営要領（案）

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、愛知県地方精神保健福祉審議会条例（昭和 4 0 年愛知県条例第 2 6 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、愛知県地方精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（審議会）

第 2 条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成 1 2 年愛知県条例第 1 9 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開とすることにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 会長は、施策実施にあたり緊急の必要性があり、審議会を招集したうえで委員から意見を聴取する時間的猶予がない場合、その他審議会を招集することができないやむを得ない事由のある場合には、議事内容及び関係資料を予め全委員に周知し、委員からの意見を集約し、同意見を反映した内容に対して書面による議決を採ることで、審議会の審議に代えることができる。書面議決の結果は遅滞なく全委員に書面にて通知する。

4 前項の場合において、条例第 5 条の規定を準用する。但し、「出席」は「署名」に読み替えるものとする。

5 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した 2 名の委員が、これに署名するものとする。なお、書面による議決の場合においても、会議録を作成するものとする。

6 会議録の保存年限は 5 年間とする。

7 審議会の事務は、保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室において処理する。

#### 附 則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。